

死亡届を出された後の市役所での手続き

(手続き内容は亡くなった方の状況により異なりますので、必要に応じて担当窓口までお越しください)

階	担当課	窓口 番号	手続き内容	必要なもの
1 階	市民窓口課 (市民総合窓口)	4	印鑑登録証の返却	印鑑登録証
			原付等の名義変更	標識交付証明書
			原付等の廃車	標識交付証明書、 ナンバープレート
		5	年金加入状況、受給状況により 日本年金機構への手続き等案内	基礎年金番号がわかるもの 〔年金証書、年金手帳、 年金振込通知書、 基礎年金番号通知書 等〕
	保険医療課	6	国民健康保険資格確認書の返却 家族の国民健康保険資格確認書の 書替	国民健康保険資格確認書
		7	後期高齢者医療資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書
		8	医療証の返却 国民健康保険及び後期高齢者医療 制度の葬祭費の申請	医療証 葬儀の領収書 振込先の通帳
	介護保険課	1 0	介護保険者証の返却 負担割合証及び負担限度額認定証 の返却 (対象者のみ)	介護保険者証 負担割合証 (対象者のみ) 負担限度額認定証 (対象者 のみ)
	こどもまんなな課	1 2	児童手当の手続き	
			保育所・認定こども園の手続き	支給認定書
	くらしサポ- ト第2課	1 4	精神障害者保健福祉手帳の返却	精神障害者保健福祉手帳
			身体障害者手帳の返却	身体障害者手帳
			療育手帳の返却	療育手帳
2 階	税務課		市民税・固定資産税・軽自動車税 の相続人代表者指定(変更)届出書 の提出 ※必要な方には後日書類を郵送します	
5 階	自然資本活用課		森林の土地の所有者届出 (地域森林計画の対象となっ ている森林のみ)	位置を示す地図・登記事項 証明書等
6 階	水道料金センター		名義変更	
7 階	農業委員会事務局		農地相続の届出	
図書館			利用者カードの返却	利用者カード

※手続き詳細については、各担当課へお問合せください。

河内長野市役所 0721-53-1111 (代表)

図書館 0721-52-6933 (月曜日は休館日です)

その他機関での手続き

法務局関係（大阪法務局富田林支局 TEL：23－2432）

- ・死亡された方が土地や建物の名義人の場合、登記の変更手続きが必要です。

電気関係（関西電力コールセンター TEL：0800－777－8810）

- ・死亡された方が名義人の場合、名義変更等の手続きが必要です。

電話関係（NTT 西日本 TEL：116）

- ・死亡された方が名義人の場合、名義変更等の手続きが必要です。
※携帯電話の解約手続き等は、各携帯電話会社にお問合せください。

銀行・郵便局等の金融機関並びに有価証券関係

- ・死亡された方が名義人の場合、解約等の手続きが必要です。

し尿くみ取り収集関係

- ・減少した後の家族の人数をくみ取り業者に直接お伝えください。

手続き詳細については、各関係機関へお問合せください。

ここに掲載の手続きは一般的なものですので、ご家庭の状況により手続き内容は異なります。

以下の書類は相続等で必要になることがあります。

参考にしてください。

- ・死亡された方の住民票除票 ： 住民登録地で発行

- ・死亡された方の戸籍謄本（除籍謄本）

※出生から死亡までの連続した戸籍が必要な場合は、複数通になります。

複数の市町村への請求が必要な場合があります。

- ・相続される方の戸籍謄本

マイナンバーカードについて

法令上、返納する必要はありません。

相続等の手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがあるため、しばらくの間は保管することをお勧めします。不要になったら I Cチップ部分にはさみを入れて破棄しても構いません。